

特定最低賃金の改正を求める申出書

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
- 2 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 3 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金



令和8年7月17日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

上尾市二ツ宮656-2
日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部
委員長 羽 田 野 省 三

さいたま市大宮区桜木町4-883
JAM北関東埼玉県連絡会
会 長 大 野 政 幸

行田市埼玉4125
全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会
議 長 諏 訪 雄 輔

さいたま市浦和区岸町7-5-19
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
埼玉地方協議会
議 長 竹 内 秀 之

申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、埼玉県非鉄金属製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者4,844名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における非鉄金属製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業、その他の非鉄金属製造業を除く。以下同じ。）の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業、その他の非鉄金属製造業を除く。以下同じ。）の労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
4, 8 4 4 人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	8事業所	2, 5 5 4人
合計	8事業所	2, 5 5 4人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳 非鉄

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			143
2			298
3			422
4			336
5			290
6			374
7			186
8			505
合 計			2,554

県内適用労働者数
1／3

4,844
1,615

52.7%

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間給小数点 切り捨て	適用労働者
1							1,370	143
2							1,408	298
3							1,456	422
4							1,397	336
5							1,301	290
6							1,456	374
7							1,363	186
8							1,308	505

2,554



令和8年7月17日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

さいたま市大宮区桜木町4-883

JAM北関東埼玉県連絡会

会 長 大 野 政 幸

さいたま市北区植竹町1-324

JEC連合埼玉地方連絡会

議 長 小 池 弘 之

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者2,375名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- ③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の事業所数と労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
2, 375人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	4事業所	1, 949人
合計	4事業所	1, 949人

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			500
2			345
3			115
4			989
合 計			1,949

県内適用労働者数

2,375

1／3

792

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間額 小数点以下切り捨て	適用労働者数
1							1,290	500
2							1,345	345
3							1,345	115
4							1,284	989

1,949



令和8年7月17日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

さいたま市浦和区岸町7-5-19
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
埼玉地方協議会

議長 竹内 秀之

さいたま市大宮区桜木町4-883
JAM北関東埼玉県連絡会

会長 大野 政幸

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者35,110名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技術習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
35,110人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	30事業所	16,994人
合計	30事業所	16,994人

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳 電機電子

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			690
2			760
3			1275
4			824
5			414
6			311
7			1096
8			181
9			400
10			1027
11			309
12			366
13			605
14			1068
15			513
16			101
17			899
18			751
19			209
20			690
21			491
22			1276
23			84
24			312
25			463
26			233
27			31
28			695
29			535
30			385
合 計			16,994

県内適用労働者数
1/3

35,110
11,704

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

電機電子

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間給小数点 切り捨て	適用労働 者数
1							1,345	690
2							1,444	760
3							1,375	1,275
4							1,348	824
5							1,370	414
6							1,379	311
7							1,379	1,096
8							1,391	181
9							1,306	400
10							1,379	1,027
11							1,427	309
12							1,385	366
13							1,345	605
14							1,300	1,068
15							1,402	513
16							1,379	101
17							1,448	899
18							1,449	751
19							1,540	209
20							1,374	690
21							1,374	491
22							1,457	1,276
23							1,311	84
24							1,308	312
25							1,346	463
26							1,380	233
27							1,389	31
28							1,385	695
29							1,265	535
30							1,332	385

16,994



令和8年7月17日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 迫 幸太郎

さいたま市大宮区桜木町4-883
JAM北関東埼玉県連絡会
会長 大野 政幸

さいたま市浦和区岸町7-5-19
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
埼玉地方協議会
議長 竹内 秀之

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者40,735名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。たし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め又は運搬の業務

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
40,735人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	17事業所	16,172人
合計	17事業所	16,172人

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			254
2			717
3			364
4			220
5			292
6			3,634
7			665
8			440
9			274
10			67
11			266
12			4,830
13			1,992
14			114
15			222
16			186
17			1,635
計			16,172

適用労働者数

40,735

1/3

13,579

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給	時間給 小数点切り捨て	適用労働者数
1							1,276	254
2							1,235	717
3							1,248	364
4							1,229	220
5							1,261	292
6							1,349	3,634
7							1,323	665
8							1,358	440
9							1,300	274
10							1,260	67
11							1,334	266
12							1,349	4,830
13							1,350	1,992
14							1,300	114
15							1,264	222
16							1,235	186
17							1,370	1,635



令和8年7月17日

埼玉労働局 局長
片淵 仁文 殿

上尾市1-1
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会
議長 迫 幸太郎

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者24,783名。

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県自動車小売業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである。

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し
- ③機関決定の写し
- ④申出代表者に対する委任状
- ⑤それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ⑥賃金格差の存在を示す疎明資料

埼玉県における自動車小売業の 労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

令和3年経済センサス活動調査

適用労働者数
24,783人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	8事業所	5,816人
機関決定	7事業所	2,547人
合計	15事業所	8,363人

自動車小売

イ. 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の適用労働者の内訳

	マザー	組 合 名	適用労働者数
1			563
2			717
3			1,369
4			1,369
5			342
6			551
7			569
8			336
合 計			5,816

ロ. 最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の内訳

	機関決定を行った団体名	適用労働者数
1		385
2		195
3		293
4		683
5		670
6		141
7		180
合 計		2,547
総合計		8,363

県内適用労働者数

24,783

1/3

8,261

①賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

自動車小売

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定労働時間数	1ヶ月の所定労働時間数	時間額	時間給 小数点切り捨て	適用労働者数
1							1,236	563
2							1,260	717
3							1,250	1,369
4							1,340	1,369
5							1,285	342
6							1,219	551
7							1,231	569
8							1,330	336

5,816

②最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の労働時間

	機関決定を行った団体名	月額金額	1日の所定労働時間数	1ヶ月の所定労働時間数	時間額	時間給 小数点切り捨て	適用労働者
1							385
2							195
3							293
4							683
5							670
6							141
7							180

2,547

8,363